

平成24年 第1回

仙北市農業委員会総会議事録

平成24年1月5日(木)開催

仙北市農業委員会

平成24年 第1回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年1月5日(木) 午後3時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (25人)

1番 藤村紀章	2番 佐藤和
3番 野中秀人	5番 糸井淳
6番 倉橋重基	7番 新山昌樹
8番 大山久雄	10番 藤川栄
11番 黒澤龍己	12番 青柳良成
13番 真崎純孝	14番 高橋政敏
15番 門脇博美	16番 山手善美
17番 石郷岡勇一	18番 千葉惣永
19番 佐藤善栄	20番 藤原由悦
21番 田村博美	22番 山本實
23番 佐藤孝典	24番 藤村隆清
25番 辻均	26番 沢山純一
27番 羽川正幸	

4. 欠席委員 (2人)

4番 三浦猛	9番 鈴木八寿男
--------	----------

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地の転用事実に関する回答書について
- (2) 農地法第 5 条許可申請の取下書について
- (3) 平成 24 年度一般会計当初予算（農業委員会費）の要求について

2. 議 事

(1) 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第 2 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について

(4) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 藤 原 一 良 補 佐 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝 主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

1 番 藤 村 紀 章

2 番 佐 藤 和

9. 会議の概要

議長 　　ただ今から平成24年第1回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 　　明けましておめでとうございます。暮れから雪が大分降りまして、私も毎日除雪しなければならないという状況で、今年も県南では豪雪になるのではないかという予報になっているようです。新しい年になり、農業委員会としての活動も改めて頑張っていかなければならないと考えているところですが、国でも色々と動きがありそうですが、私達は私達でできることをしっかりとやって、農家の方々に示していき、農家のためになる農業委員会として活動していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

議長 　　それでは、本日の総会への出席委員は25名。欠席委員は2名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 　　それでは議事録署名員に1番藤村委員、2番佐藤委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

　　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 　　《会務諸報告の朗読及び説明》（15時07分）

議長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。

事務局よりお願いします。

小木田主任 報告 1、農地の転用事実に関する回答書について。12月26日付けの照会で12月27日に藤村代理、佐藤孝典委員、鈴木委員と事務局で現地を確認しました。申請人は〇〇市の〇〇さん。土地の所在が〇〇。登記簿地目田。面積が271㎡。変更後の地目が宅地となっております。土地の現況は非農地。申請地は、昭和42年に5条転用済の土地でございます。その旨、法務局に回答しております。以上です。

竹下補佐 報告 2、農地法第5条許可申請の取下書についてです。砂利採取事業の中止ということで有限会社〇〇より取下書の提出がありました。所在については、〇〇他。取り下げ理由は、砂利採取予定地から事前調査により埋蔵文化財、住居のようなものが発見されたため中止するということです。続きまして報告 3、予算関係についてです。まだ査定が終わっていないので予算要求という段階です。内訳につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議長 それでは、議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第1号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成24年1月5日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第1号について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,496㎡。合計7筆の3,410㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん86才。借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん62才。申請地は貸付人が経営移譲年金

受給のために、第三者に経営移譲しておりましたが合意解約し、後継者に経営移譲するものです。世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が角〇〇。登記簿現況共に田。面積が740㎡。合計5筆の13,080㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人は〇〇地区の〇〇さん81才。借受人が同じく〇〇地区の〇〇さん23才。申請人両名は同一世帯の家族でございます。〇〇さんは81才と高齢ですので、孫に当たる〇〇さんに経営を任せたいということで今回の申請に至ったとのこと。世帯の稼働人員は5人中2人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。整理番号3番につきましては更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第1号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、現地確認報告に入ります。整理番号1番については14番高橋委員よりお願いします。

14番高橋 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に、整理番号2番については、9番鈴木委員が担当ですが、欠席ですので3条調書を参考に審議をお願いします。

議長 現地確認報告が終わりました。議案第1号についてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第1号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定します。 (15時19分)

議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年1月5日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第2号について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑の811㎡のうち36.36㎡。権利の設定は所有権移転です。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん。譲受人が〇〇です。転用目的は消防ポンプ庫の建築でございます。転用理由は〇〇消防ポンプ庫建設のためとなっております。別冊資料をご覧くださいと思います。申請地の位置が主要地方道〇〇線の〇〇橋の手前から市道に入り数十メートルのところの〇〇会館の隣接地であります。事業計画ですが、事業費が総額5,236,310円。内訳は記載のとおりでございます。転用事業に関連する他法令については、農振除外申請中で除外見込みとなっております。被害防除計画については、土盛り部分にL型擁壁を設けて土留めをすとなっております。排水については、雨水は自然流下となっております。次のページからは、各種図面を載せています。申請地につきましては第1種、第3種農地に該当しないため第2種農地と判断されます。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、現地報告を16番山手委員よりお願いします。

16番山手 12月28日に、申請人と私と事務局で現地を確認してまいりました。

現地は雪がありましたが、場所は確認できました。図面に〇〇商店とあり、その隣にポンプ庫がありますが、〇〇橋の改修に伴う道路改修によって袋小路のような状態になりポンプ車の出入りが不便だということで、今回の譲渡人が前々から土地を提供したいと申し出があり、〇〇会館の隣接地が適地ではないかということで、申請に至ったとのことでした。隣接地等問題ないことを確認しておりますのでご審議よろしくをお願いします。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第2号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第2号については許可相当とすることに決定します。 (15時29分)

議長 次に、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。23番佐藤委員をお願いします。

23番佐藤退席 (15時30分)

議長 それでは、議案第3号整理番号24番について説明をお願いします。

藤原局長 議案第3号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成24年1月5日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 整理番号24番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が725㎡。合計2筆の1,327㎡。利用権再設定の案件で

ございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん55才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん61才。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料が10a当たり18千円の年額23千円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第3号の整理番号24番については、適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第3号の整理番号24番については適正と認めることに決定します。23番佐藤委員の復帰をお願いします。

23番佐藤帰席（15時32分）

議長 それでは、議案第3号の整理番号24番を除く案件を一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 整理番号1番、所有権移転の案件から説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が879㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん75才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん62才。利用目的は水田として。売買価格が総額100万円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおりでございます。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜。売買単価が10a当たり1,137,656円となっております。単価が高い設定になっておりますが、基盤整備済みの農地で合作地となっております。譲受人が無償で利用していたということもあり、このような単価にしたとのことでした。資金については、自己資金での対

応となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,064㎡。合計3筆の9,171㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん58才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん53才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり70万円の総額630万円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と養豚。資金はスーパーL資金を活用するとのこと。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が290㎡。合計2筆の675㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん77才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり25万円の総額168,750円。備考といたしまして、〇〇の営農類型は稲作と穀類、豆類です。資金は自己資金での対応となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が509㎡。合計8筆の5,361㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん73才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん49才。利用目的は水田として。売買価格が10a当たり373,064円の総額200万円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心。資金は自己資金での対応となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,323㎡。合計9筆の13,271㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん65才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん52才。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり135,634円の総額180万円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心。資金はJA資金を活用するとのことでした。整理番号6番からは利用権設定の案件でございます。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が399㎡。合計10筆の5,354㎡。利用権を

設定するのが〇〇地区の〇〇さん60才。受けるのが農協を通して農業組
合法人〇〇。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は10a当
たり18千円の年額96,372円。備考といたしまして、〇〇の営農類
型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号7番。農地の
所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,082㎡。合計21筆の35,
744㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん64才。受けるのが農協を通
して〇〇。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料が10a当
たり15千円の年額536,160円となっております。続きまして整理番
号9番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が524㎡。合計
11筆の8,055㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん70才。受ける
のが農協を通して同じく〇〇地区の〇〇さん55才。利用目的は水田とし
て。期間が6年間。賃借料が10a当たり15千円の年額120,825
円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と
露地野菜となっております。続きまして整理番号11番。農地の所在が〇
〇。登記簿現況共に田。面積が1,192㎡。合計4筆の5,401㎡。
設定するのが〇〇地区の〇〇さん78才。受けるのが農協を通して〇〇地
区の〇〇さん60才。利用目的は水田として。期間は10年間。賃借料は
10a当たり15千円の年額81,015円。備考といたしまして、〇〇
さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜となっております。続
きまして整理番号13番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が
1,040㎡。合計19筆の22,103㎡。設定するのが、〇〇地区の
〇〇さん59才。受けるのが農協を通して〇〇地区の〇〇さん64才。利
用目的は水田として。期間は6年間。賃借料は10a当たり15千円の年
額331,545円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。

営農類型は稲作と施設野菜となっております。続きまして整理番号15番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が299㎡。合計15筆の13,487㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん75才。受けるのが農協を通して同じく〇〇地区の〇〇さん49才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり17千円の年額229,279円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号17番。農地の所在が、〇〇。登記簿現況共に田。面積が316㎡。合計7筆の8,393㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん72才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん53才。利用目的は水田として。期間が9年間。賃借料が10a当たり16千円の年額134,288円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号18番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が704㎡。合計10筆の10,763㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん63才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん62才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料が10a当たり米1俵の年額10俵。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜となっております。整理番号19番からは再設定の案件ですので説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第3号の整理番号24番を除く案件については適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第3号の整理番号24番を除く案件に

については適正と認めることに決定します。

(15時46分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告等ございましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

11番黒沢 木質バイオについては皆さん心配しているところだと思います。改造計画があり、1月9日からチップボイラーの試験運転をするという話を聞きました。試験運転は1月いっぱい行い、電気の稼働は2月に入ってから稼働ということでした。実質電気とお湯がにしき園とクリオンに供給されるのは3月に入ってからになるのではないかということでした。以上です。

議長 ありがとうございます。農協からの報告はありませんか。

10番藤川 12月22日現在の米の買入状況についてです。角館地区が65,234.7俵で、出荷率が91.8%。一等米比率が94.7%となっております。西木地区が37,870.4俵で、出荷率が78.7%。一等米比率が94.5%となっております。田沢湖地区が83,769.5俵で、出荷率が83.5%。一等米比率が96.7となっております。全体では128万俵で、出荷率が87.5%となっております。大豆につきましては、角館地区が3,500袋の計画に対して1,577袋。西木地区が0。田沢湖地区が1,575袋の計画に対して684袋となっております。次に、前回総会にて質問があった口座振込からそれに関する文書が出るのが遅いのではないかということについてです。これにつきましては、皆さんに1日でも早くお届けできるように努力しますので、よろしく願いいたしますという回答でした。次に、ゆめおぼこの作付指導についてですが、栽培地域を確定しないまま作付誘導した米に関してはお詫びを申し上げるということと、今後、昨年のような色々な事情を併せまして技術指導を確率していくということを申しておりました。田沢湖営農センターでは、3

月中に稲作講演会を開催する予定でございますので皆さん是非、ご出席くださるようよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

11番黒沢 議長。

議長 どうぞ。

11番黒沢 もう1件報告がありました。震災瓦礫の受入についてです。県では受け入れることになりましたが、あとは各自治体でどうかというところです。仙北市では受入する意志があるということですが、場所は田沢湖地区の最終処分場になります。これから、近隣の住民への説明会を開き、皆さんにはご迷惑をかけないように対策に当たりたいと考えております。放射能についても、安全を確認してからの受入になるので問題ないと思われまのでよろしくお願ひします。以上です。

議長 ありがとうございます。

6番倉橋 はい、6番。

議長 どうぞ。

6番倉橋 この件については、今年に入ってから何度か住民が集まり相談しています。これから正式に説明を受けてから色々と要望が出てくると思いますので、その際は御協力よろしくお願ひいたします。

議長 他にご意見等ございませんか。

12番青柳 農協さんの報告でゆめおばこの稲作講演会を田沢湖地区で開催することでしたが、田沢湖地区に限らず開催していただきたいと思ひます。

10番藤川 努力します。

議長 他にありませんか。

2番佐藤 はい。2番。

議長 長 どうぞ。

2番佐藤 ゆめおばこの指導についてですが、これからの指導ということですが実際種を買っています。なかなか難しいと言われても種を買ってしまっているので調整できない。代わりの種があればどうにかなるが、指導が遅いのではないかと思う。今年の秋からは、指導をもう少し早めに行っていただきたいと思います。以上です。

10番藤川 はい。分かりました。

議長 長 種の注文が早すぎる気がします。稲刈りの最中に種の注文が来たりするので困ります。

10番藤川 ゆえおばこに関しては、平野部はある程度収量が多かったのも、どこまでの範囲で指導していくのか今後検討しなければならないと思っています。加工用米としてのゆめおばこは非常に有望でかつ、売れています。酒米としてもかなり出荷されています。来年も今年の倍以上の注文が来ていますので、できれば栽培を増やしていただきたいとのことでした。

議長 長 是非、良い指導をしていただきたいと思います。ここで暫時休憩します。

休憩（16時03分）

再開（16時10分）

議長 長 休憩以前に戻り、会議を再開します。

議長 長 協議に入ります。事務局より説明をお願いします。

竹下補佐 榎森牧場見取図という資料をご覧いただきたいと思います。協議事項1、農地基本台帳に係る現況地目の変更についてです。変更する土地は田沢湖玉川字蒲谷地301の413.7ha。草地造成した面積が238.35ha。この部分が牧場として利用されていたところ。そのうちの120haを被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業を活用し再生するために

地目変更し、採草放牧地から畑にしたいということでございます。これにつきましては、NPO法人菜の花ネットワークが再生して菜の花を栽培したいということで県の畜産振興課へ相談したようです。県では238haのうち、田口晶英さん、菅原孝作さんが現在借り受けているところが30haほどありますが、菜の花ネットワークに貸すことができるのは120haほどであるということで話が進んでいったようです。再生するのは、菜の花ネットワークの農業部門を担っている合同会社大地です。今回、耕作放棄地の事業を実施する要件として農振農用地で農地であることとありますので現況地目を畑に変更するということです。以上です。

議長 これにつきましては、今まで牧草地として利用していた場所ですが、国からの指導で肥培管理されていたという理由があるため畑に地目変更しても良いということのようです。このことについて質問等ございませんか。

11番黒沢 はい。11番。

議長 どうぞ。

11番黒沢 現在、〇〇さんと〇〇さんが牧草と大根を栽培している場所を昨年見てまいりましたが、JAが仙北市に昨年試験的にキャベツ、白菜等を栽培し、今年から県の振興局と連動し高原野菜を栽培する計画があると聞いております。これから仙北市の農家と協議しながら協議会を立ち上げ、県も腰を上げてJAの組合長と仙北市と共にやりましょうという計画もあるということでしたので、ご報告します。以上です。

竹下補佐 それにつきましては、こちらにも情報が入っています。県も調整を図って、地元の方を優先するというので重複等はないと思います。

議長 このように色々と利用していただくことは良いことだと思います。他にありませんか。

22番山本 議長。

議長 どうぞ。

22番山本 土の質はどのような状況ですか。

藤原局長 県から依頼を受けまして、12月に土を採取してまいりましたが、現在調査中とのことです。採取したときの状況は赤粘土系の土でした。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは協議事項2、選挙人名簿登載申請書に代わるべき文書の取扱いについて説明をお願いします。

藤原主任 農業委員会選挙人名簿登載申請書に代わるべき文書の取扱いについてです。農業委員会等に関する法律施行令第3条第3項の規程により、申請書を提出しないものがあるときは、農業委員会は申請書に代わるべき文書を作成し、選挙管理委員会に提出することができる事となっております。平成23年までは、世帯で20歳以上の方全てを申請しておりましたが、平成24年より世帯主のみ、経営移譲の場合は受けた方だけの申請とすることを提案します。理由としては、代わるべき文書の場合、原則20歳以上の方全て申請されるため、申請書を提出した方との調整を図るためです。参考までにですが、近隣市町村の状況は大仙市、美郷町、横手市では世帯主だけの申請となっております。以上です。

議長 このことについてご質問等ございませんか。

8番大山 はい。8番。

議長 どうぞ。

8番大山 変更した点を農家の方々に示さなければ、去年は代わるべき文書で全員申請されていたから、今年も出さなくても大丈夫だと安易に考えている方

もいるかも知れませんがよろしくお願いします。

藤原主任 次の選挙のときにこの名簿が非常に重要になってくると思いますので、今後周知を徹底していきたいと思っております。

議長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは協議事項3、法関係の調書作成方について説明をお願いします。

小木田主任 協議事項3について説明します。資料の1ページから4ページは農地法、基盤強化法の許可申請受付から審議までの流れと、許可申請に必要な書類等載せています。これにつきましては、市のホームページに同じものを掲載しておりますのでインターネットを利用されている方はそちらも参考にさせていただきたいと思っております。農地法の許可申請があった場合、担当委員による現地調査が必要になります。担当委員につきましては12月20日の総会で皆さんにご協議いただきました。例えば、申請人の住所が神代地区で、梅沢地区の大山委員の方が近く、お願いしやすいといった場合は、大山委員に担当委員をお願いするというような方法を取りたいと考えております。農地法第3条の現地調査の際に3条調書を作成とありますが、3条の許可基準について、農地法第3条第2項の1号から7号のいずれかに該当する場合は不許可となります。現地調査の際に申請者への聞き取り調査を行い、3条の調書を作成してください。6ページに実際に委員の方に提出していただいたものを記載例として載せていますので参考にさせていただきたいと思っております。現地調査の通知を送付する際にも記載例は同封します。法務局、裁判所からの照会に係る現地調査についてですが、昨年までは代理、農地委員長、担当委員の3名に依頼していましたが、同一地区の調査依頼がかなりあったため、3名にかなり負担を掛けてしまった

ということで、今年からは農地専門委員会を3名1組の5班編成し調査を依頼することを案として考えております。どうしても日程の調整が取れない等事由があった場合は、次の班の誰かに依頼するといった方法を取りたいと考えておりますので、ご協議よろしくお願いたします。最後に、農業委員活動記録カードの提出についてですが、農業委員活動記録を集計し、関係機関へ報告することが義務づけられております。カードを提出しなかった場合は活動記録として残りませんので必ず提出して下さるようよろしくお願いたします。以上です。

議長 新しく農業委員になられた方々は、総会前に研修を受けたと思いますが、これも参考にして活動していただきたいと思います。活動記録カードにつきましては、簡単な記入でよろしいですので必ず提出していただきたいと思います。照会に係る現地調査については、代理と農地委員長は必ず出席ということでかなり負担を掛けてしまったことをお詫び申し上げます。同一地区に偏ったということもあり、担当委員の方にもご難儀を掛けました。このことについて何か質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 次に協議事項4の農業委員会だよりの校正について説明をお願いします。

竹下補佐 農業委員会だよりについてですが、農政専門委員会で編集作業を行っております。昨年中にほぼ原案ができあがりました。改選があったので委員の紹介をしたいということで従来1月1日発行だったものを1月15日の発行とすることにしました。皆さんに配布したものはまだ完成していませんが、修正点等ありましたら明日、明後日まで事務局までご連絡いただけるようよろしくお願いたします。

議長 ここまでで、質問等はありませんか。

3 番糸井 平成24年の作付配分についてですが、各農家できれば正月過ぎころに情報を得たいということでした。情報をもう少し早く流していただけないかと思っております。以上です。

議 長 このことについては、協議事項のその他で報告する予定でしたので事務局より説明をお願いします。

藤原主任 事前に配布されている参考資料をご覧ください。12月末に県から市町村に市町村配分が来ました。以前は、正月に通知を出していましたが、県から情報が入ってくるのが12月末ということでいくら頑張っても各農家に届くのは1月末から2月になってしまいますのでご了承いただきたいと思います。転作率につきましては、市農山村活性課から情報提供していただいたものを資料に載せていますので参考にさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 3番糸井委員、よろしいですか。

3 番糸井 そのような事情もあるかも知れませんが、会長からも強く農山村活性課に要望していただきたいと思います。以上です。

議 長 はい。十分に伝えます。それと、皆さんに番付表のような資料が配付されていると思いますが、農業新聞の加入率です。どうか新しく農業委員になられた方には加入していただきたいと思います。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成23年第15回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(17時00分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年 月 日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 番 藤 村 紀 章

署 名 員 2 番 佐 藤 和
